**資　料　１**

令和４年度全国学校保健・安全研究大会に係る

宿泊等業務委託

|  |
| --- |
| 企画コンペ実施要領 |

令和４年１月

令和４年度全国学校保健・安全研究大会準備委員会

令和４年度全国学校保健・安全研究大会に係る宿泊等業務委託企画コンペ実施要領

令和４年１月６日

令和４年度全国学校保健・安全研究大会準備委員会

　令和４年度全国学校保健・安全研究大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）が実施する「令和４年度全国学校保健・安全研究大会に係る宿泊等業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に当たり、この企画コンペ実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて行うものとする。

１　委託業務の概要

1. 業務件数及び数量　「令和4年度全国学校保健・安全研究大会に係る宿泊等業務委託」一式

　(2)　業務の仕様等　　　　【資料２　業務仕様書】のとおり

　(3)　委託期間　　　　　　契約日から令和４年12月28日まで

　(4)　予算額（見込み）　　1,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

２　企画コンペ担当課

　令和４年度全国学校保健・安全研究大会準備委員会事務局

　所在地　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号

（岩手県庁10階　岩手県教育委員会事務局保健体育課内）

　電　話　０１９－６２９－６１８９（ダイヤルイン）

ＦＡＸ　０１９－６２９－６１９９

　電子メールアドレス　 DB0006@pref.iwate.jp

３　企画コンペ参加者の資格要件

　企画コンペに参加する者（以下「コンペ参加者」という。）は、次に掲げる企画コンペ参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

1. 一般社団法人日本旅行業協会（JATA）又は一般社団法人全国旅行業協会（ANTA）に加盟している者で、盛岡市内に営業所を有している者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であるもの。
3. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
4. ４（2）に定める企画提案書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
5. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
6. 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

４　企画コンペに関する手続き

(1)　実施要領の交付

企画コンペに関する実施要領等については、岩手県公式ホームページに掲載する。

なお、郵送による交付、企画コンペ担当課における直接交付は行わない。

* + トップページ（https://www.pref.iwate.jp/）→「教育・文化」→「スポーツ・健康」→

「学校保健」→「令和４年度全国学校保健・安全研究大会」→

「令和４年度全国学校保健・安全研究大会に係る宿泊等業務委託について」

　資料１　企画コンペ実施要領（本書）

　資料２　業務委託仕様書

　資料３　企画提案書作成要領

　資料４　企画コンペ提案審査要領

(2)　実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式１－１　実施要領等に関する質問票】により、次のとおり受け付

けるものとする。

ア　提出期限　　令和４年１月13日（木）正午（必着）

イ　提出方法　　原則として電子メールにより企画コンペ担当課あて送付すること。

ウ　回答方法　　受け付けた質問の要旨とその回答について、原則として岩手県公式ホームページに

掲載する。

エ　回答期日　　令和４年１月14日（金）午後５時までに、随時回答を行う。

(3)　企画コンペ参加届の提出

　　 実施要領を確認の上、企画コンペに参加しようとする者は、【様式１－２　企画コンペ参加届】を次

　 のとおり提出するものとする。

　 ア　提出期限　　令和４年１月18日（火）正午（必着）

　 イ　提出方法　　企画コンペ担当課に持参又は郵送で提出

(4)　企画提案書等の提出（必須）

　　 コンペ参加者は、【資料３　企画提案書作成要領】で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を

次のとおり提出するものとする。

　 ア　提出期限　　令和４年１月25日（火）正午（必着）

　 イ　提出方法　　企画コンペ担当課に持参又は郵送で提出

　　 ・　持参する場合は、提出期限まで（ただし、祝祭日、土曜日及び日曜日を除く）の午前９時から午

後５時まで（ただし、最終日は正午まで）に提出すること。

　　 ・　郵送する場合は、封筒表に「企画提案書等」在中の旨を朱書きし、書留郵便等、配達の記録が残

　　　 る方法により、提出期限までに到達するように送付すること。

　 ウ　留意事項

　　　 企画提案書等は、1者につき1提案のみ受け入れるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は

　　 認めないものとする。

(5)　企画提案が無効となる場合

　　 次のいずれかに該当する企画提案は、これを無効とする。

　 ア　資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者に

よる提案

　 イ　費用の積算額が、上記１(4)の予算額を超える提案

　 ウ　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）第94条（虚偽表

示）、又は第95条（錯誤）に該当する提案

　 エ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

　 オ　提出期限を過ぎて提出書類が提出された提案

　 カ　その他、企画コンペに関する条件に反した提案

５　委託候補者の決定方法について

(1)　企画コンペにおける企画提案審査

　　 企画コンペにおける企画提案審査は、【資料４　企画コンペ提案審査要領】（以下「審査要領」とい

う。）に基づいて行うものとする。

(2)　委託候補者の決定

準備委員会は、審査要領に定める選考委員会からの報告をもとに、第１順位の委託候補者及び補欠順

位を決定するものとする。

　　 なお、第１順位の委託候補者が契約を締結しない時は、補欠順位が上位の者を委託候補者とする。

(3)　コンペ参加者への通知

　　 準備委員会は、委託候補者及び補欠順位を決定した後、各コンペ参加者に関する決定内容について、

速やかに文書で通知するものとする。

６　企画コンペの参加を途中でとりやめる場合の手続きについて

　企画提案書を提出した者が、企画コンペへの参加を途中でとりやめる場合には、【様式１－３　企画コンペ参加辞退書】を、企画コンペ担当課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

７　契約の締結について

(1)　契約締結の手続きについて

　 ア　準備委員会は、岩手県の会計規則（平成４年岩手県規則第21号）（以下「会計規則」という。）に

定める随意契約の手続きに準じて、委託候補者からの見積書を徴収して契約を締結し、契約書を作成

する。

　 イ　本業務の業務委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本業務の目的

達成のために必要と認められる場合には、準備委員会と委託候補者が提案内容に沿って契約内容に

ついて協議・調整を行い、仕様を確定の上、契約を締結するものとする。

　 ウ　令和４年度全国学校保健・安全研究大会実行委員会設立後は本委託要領の準備委員会を実行委員

　　 会と読み換える。

(2)　契約保証金について

　　 委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の５以上の額を、契約締結前に納付しなければなら

ない。

　ただし、会計規則第112条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するこ

とがある。

(3)　契約結果の公表について

　　 準備委員会は、委託候補者との契約を締結したときは、その日から起算して15日以内にホームペー

ジ上にて次に掲げる事項を公表するものとする。

　 ア　本業務の名称

　 イ　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

　 ウ　契約の相手方を決定した日

　 エ　契約の相手方の氏名及び住所

　 オ　契約金額

　 カ　企画競争の公告を行った日

　 キ　契約理由

　 ク　その他必要と認められる事項

８　公正なコンペの確保について

(1)　コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵

触する行為を行ってはならない。

(2)　コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的でコンペ参加者と提案内容に関する

　 相談等をおこなってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3)　コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示し

てはならない。

(4)　コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行すること

　 ができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行

　 を延期し、若しくは取りやめることがある。

９　その他留意事項

(1)　コンペ参加者が、準備委員会に提出した書類は返却しない。

(2)　企画コンペへの参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。